

# 高齢者虐待防止のための指針

大阪市住之江区社会福祉協議会  
住之江区地域包括支援センター

## 1. 基本的な考え方

住之江区地域包括支援センター（以下「事業所」という）は、高齢者の権利擁護に資することを目的に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という）に規定する高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

## 2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること  
その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止検討委員会について

(1) 事業所は高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「虐待防止担当者」という）は社会福祉士が務める。

(4) 委員は、事業所職員で構成する。

(5) 委員会は各年度 1 回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(6) 委員会の検討事項は次の通りとする。

ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ) 虐待防止のための指針の整備に関すること

ウ) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

エ) 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること

オ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

カ) 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

#### 4. 虐待防止のための職員研修について

(1) 職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、本指針に基づき、虐待の防止を徹底することを目的に年 1 回以上実施する。

(2) 新規採用時には必ず実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者等を記録し、保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応について

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに事業所内で共有するとともに、区保健福祉センター等の虐待対応窓口へ報告し事実確認を行う。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、区保健福祉センター等の虐待対応窓口と連携のうえ警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに事業所内及び区保健福祉センターの虐待対応窓口へ報告し、解決に努める。

(2) 事業所内で虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。

(3) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

(4) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

(5) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『高齢者虐待対応マニュアル（大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ）』に沿って

対応する。

#### **7. 成年後見制度の利用促進について**

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### **8. 虐待等にかかる苦情の解決について**

- (1) 虐待等にかかる苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者や必要に応じて区保健福祉センター等の虐待対応窓口に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取扱いに留意し、相談者や被虐待者等に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

#### **9. 本指針の閲覧について**

本指針は常時閲覧可能とし、事業所内に備え付ける他、法人ホームページにも掲載する。

#### **10. その他虐待防止の推進のために必要な事項について**

4に定める研修の他、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 本指針は令和6年4月1日より施行する